

環境保健部環境安全課

### 1. 事業の概要

国連環境計画(UNEP)では、平成13年以来、地球規模での水銀対策について議論が行われてきており、21年2月に開催された第25回UNEP管理理事会では、22年に条約制定のための政府間交渉委員会を設置し、25年の第27回UNEP管理理事会までに成案を得ることが決定された。

我が国は、これまでの交渉においても、水俣病経験国として、世界的な水銀取組の強化、多くの国が参加する枠組みの構築の重要性を指摘し、アジア太平洋地域及び世界全体の検討の促進に貢献してきた。

今後本格化する条約交渉において引き続きリーダーシップを発揮していくという観点から、また、我が方の主張をより明確かつ重層的に交渉の場に訴えるという観点から、政府間交渉委員会を我が国において開催する。

### 2. 事業計画

区 分	22年度	23年度	24年度
・政府間交渉委員会日本国開催			

### 3. 施策の効果

本格化する条約交渉において引き続きリーダーシップを発揮していくという観点から、我が方の主張をより明確かつ重層的に交渉の場で訴えることが可能となる。

# 国際的な水銀対策の強化（「水銀条約」交渉対応）

## 背景

- 平成14年12月 世界水銀アセスメントの公表
- 平成21年2月 第25回UNEP管理理事会において水銀規制に関する条約制定に向けて平成22年に政府間交渉委員会を開催することに合意。（平成25年2月の第27回UNEP管理理事会で検討結果を報告し、条約化）

## 緊急性

- 水俣病経験国として、水銀条約の交渉をリード
- 平成25年2月に決する水銀条約交渉の進捗に応じ我が国の主張を効果的にインプット
- 特に我が国の家電、蛍光灯、鉱さい等からの水銀回収の実態、輸出入に係る検討を進め、適切に国際交渉を主導する必要あり（廃リ部、水・大気局と分担）。
- 平成22年度に我が国において政府間交渉委員会をホスト。

## 交渉スケジュール（今後詳細決定）

- 平成22年に交渉が開始。
- 平成25年1月までに5回程度政府間交渉委員会を開催し、第27回UNEP管理理事会（平成25年2月）に検討結果を報告。

## 我が国の取組

- 国際交渉の主導
- ・交渉自体への知的貢献によるリーダーシップの発揮（交渉内容のコンセプト、具体案等の提示）
- ・政府間交渉委員会の我が国での開催、アジア太平洋地域会合の開催（参考：別予算で実施予定の事業内容）
- 条約が国内に与える影響の分析、対応の検討（大気への放出管理、貿易の削減、長期保管等条約に含まれるであろう内容が我が国に与える影響の分析及び国内施策での対応を検討し、国際交渉へもフィードバック）

## 平成22年度要求の概要

- 政府間交渉委員会開催（参考：別予算要求している内容）
- 我が国における高精度の環境監視
- 水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業
  - ・ 水銀等有害金属のマテリアルフロー把握及び排出インベントリ作成事業
  - ・ 有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定事業
- アジア太平洋地域における将来濃度予測

水俣病総合対策関係経費等

11,591百万円(11,471百万円)

環境保健部企画課特殊疾病対策室  
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針を決定した後、これを速やかにかつ円滑に実施する。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 救済措置に関連した措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針について、関係者の意見を聴きながら策定をし、救済措置の方針が決定した後、速やかにかつ円滑に対応できるよう所要の予算を計上する。

(2) 地域環境福祉施策

水俣病問題の解決には、救済措置を進めるとともに将来にわたり水俣病被害者の方々が安心して暮らしていける社会を実現するため、水俣病発生地域における医療・福祉対策や地域の再生・融和を推進することが重要であることから、

- ① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
  - ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
  - ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- 等

に必要な予算として、前年度1億円増の約4億円を計上。

### (3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・水俣病被害者等医療費等支給事業
- ・水俣病被害者等手当支給等事業
- ・健康管理事業
- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・水俣病国際貢献推進事業
- ・チッソ(株)に対する支援措置

### 3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査  
205百万円（94百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿取扱い施設周辺などで一般環境経由による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において平成18年度から実施してきた、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態調査を拡充する。

調査対象者を大幅に増加するとともに、毎年の検査（問診、胸部エックス線検査、胸部CT検査等）とフォローアップを充実することにより、従来の分析に加え、有所見群と無所見群の2群を設定して、石綿関連所見の変化や石綿関連疾患の発生状況等の比較を行う。

2. 事業計画

調査対象地域それぞれにおいて、これまでの調査で得られた知見を活用して、平成22年度より対象者を大幅に増加させ、新たに有所見群と無所見群の2群を設定し、調査期間を5年間とした実態把握調査を開始する。

区 分	21	22	23	24	25	26
石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 (3地域：大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市) H18～	→					
(6地域：奈良県、羽島市、横浜市鶴見区) H19～	→					
(7地域：北九州市門司区) H21～	→					
石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査【改編】 (7地域：上記) H22～						→

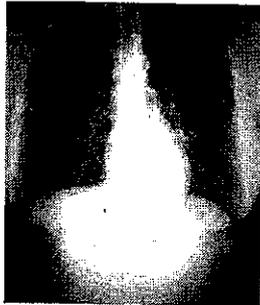
3. 施策の効果

一般環境経由による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において、有所見群と無所見群の石綿関連所見の変化や石綿関連疾患の発生状況をフォローアップすることにより、石綿ばく露者の中長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集する。

# 次期健康リスク調査のイメージ

対象者

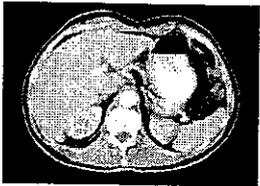
石綿取扱い施設周辺などで一般環境経路による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域の住民  
(対象者数を大幅に増加)



対象集団設定

有所見群

無所見群



定期的な検査等

問診、胸部X線、胸部CT、等

問診、胸部X線  
最終年に胸部CT、等

5年間程度実施

・石綿関連所見や所見の変化を把握  
・中皮腫、肺がん等に罹患した場合は把握  
(毎年の調査実施結果を集計・公表する。)



2群の石綿関連所見の変化や石綿関連疾患の発生状況をフォローアップ

石綿ばく露者の中長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集

石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業

65百万円（41百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度については、その創設時、国会において、最新の医学的知見の収集等に努め、その結果を踏まえて、必要があれば制度の見直しを行うよう求められている。

指定疾病である中皮腫や肺がんの診断方法については医学的知見が十分確立されているとは言えず、専門家でも診断に困難をきたす場合が少なくない。

適切な診断手法の確立のためには、症例を蓄積し、臨床・画像・病理等の各分野が連携して解析・検討を行うことが重要である。平成22年度においては、継続するテーマに加え、新たに中皮腫の鑑別診断方法、石綿小体計測によるばく露評価に関する調査を実施して解析・検討を行い、その成果を医療関係者に還元することによって、迅速かつ適確な診断に資する。

2. 事業計画

区 分	21	22	23	24	25
○医学的所見解析調査	→				
中皮腫の病理組織分類の検討				→	→
<u>中皮腫の鑑別診断方法に関する調査</u>				→	→
<u>石綿小体計測によるばく露評価に関する調査</u>				→	→
○調査結果の医療関係者に対する還元事業	→				

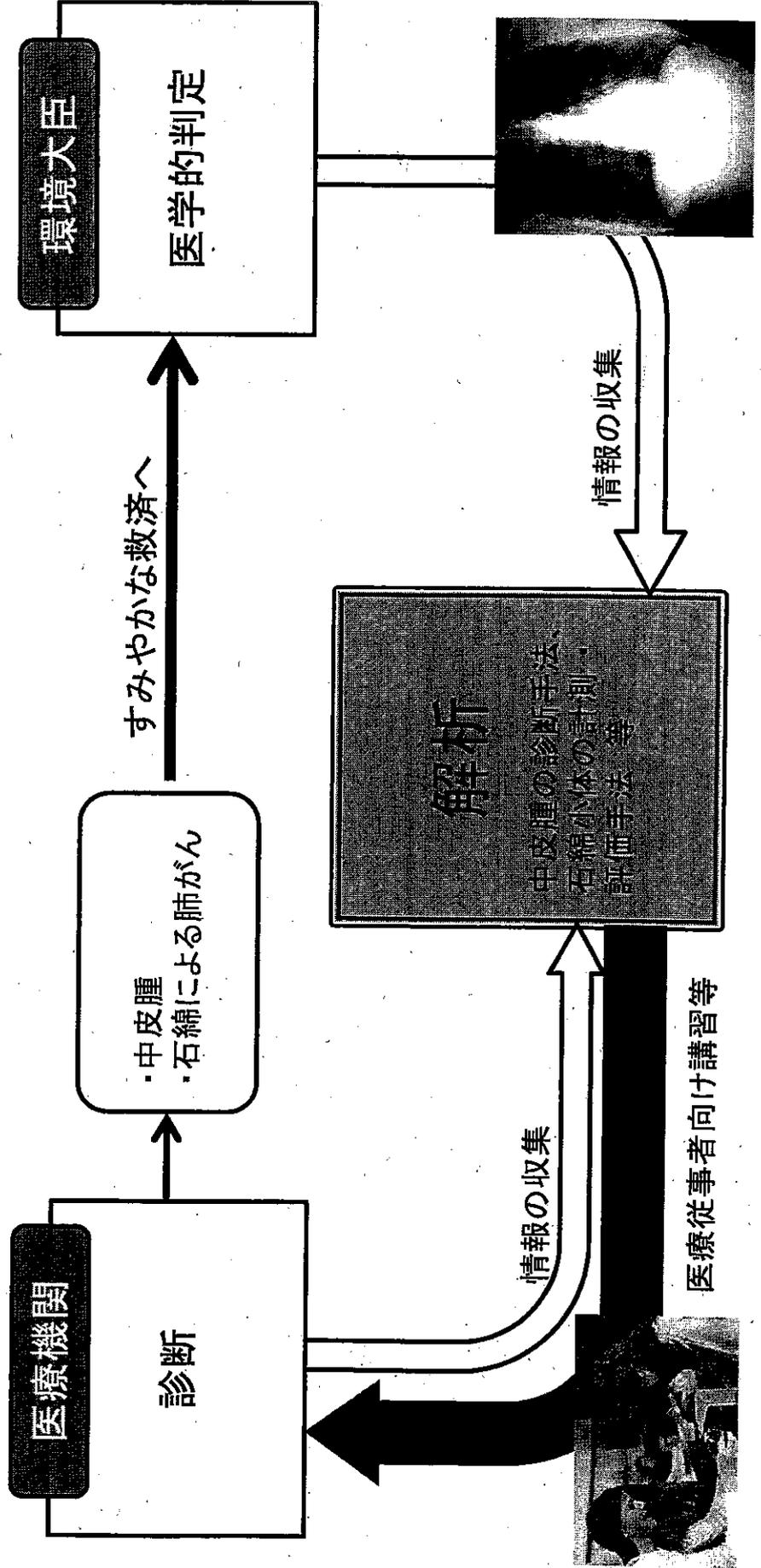
3. 施策の効果

研究によって得られた検査・診断方法に係る成果を医療従事者に還元することにより、医療機関においてより正確な診断が行われ、迅速な救済がなされることが期待できる。また、制度を見直す際の参考となる知見を得ることができる。

## 石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業

○指定疾病(中皮腫、肺がん)について、救済制度で認定された症例や医療機関において診断された症例から、疾病の進展、検査・診断の状況及びその結果に関する情報を収集し、これらを解析する。

○得られた結果について、石綿関連疾患を取り扱うことの多い全国の医療機関に対し、講習会等によって、普及啓発を図る。



茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

110百万円（110百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

### 1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者（対象者）に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

### 2. 事業計画

事業内容	20年度	21年度	22年度～
医療費等の給付	→	→	→
健康管理調査等の実施	→	→	→
小児支援体制整備事業		→	→
調査研究の実施	→	→	→

※公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討等により変更となる可能性がある。

### 3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

<趣旨>

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

<対象者>

- ①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
- ②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会  
(環境省)の審査を経て  
確認

<給付内容>

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、  
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】

入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

<その他>

小児支援体制整備事業の実施

※H20.6.30～  
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

<実施状況>

◇申請受付開始日  
平成15年6月30日

◇対象者数等  
(平成21年12月21日現在)

医療手帳対象者 153名  
(累計 157名)  
うち健康管理調査対象者 30名

申請者数 565名  
申請棄却者 408名  
分析調査中等 0名

◇事業見直し等

・平成18年6月7日  
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定

・平成20年5月22日  
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を3年間継続することを決定

※公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、事業の見直し等により変更となる可能性がある。

## 有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

284百万円（241百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

### 1. 事業の概要

茨城県神栖市では、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸を高濃度に含む巨大なコンクリート様の塊が発見されており、このコンクリート様の塊や周辺の高濃度汚染土壌を掘削・除去し、その処理を平成20年3月までに完了したところである。

しかしながら、汚染源周辺地域では、現在も地下水から10mg/L（ヒ素換算値：環境基準の1,000倍）以上の有機ヒ素化合物が依然として検出されるなど、高濃度の有機ヒ素化合物による汚染が確認されている。

このような状況を踏まえ、汚染源周辺地域を対象として、汚染地下水の処理による高濃度汚染対策を実施するものである。

### 2. 事業計画

高濃度汚染対策は、平成15年12月の閣議決定に基づく対策の一環として、地域及び期間を限定して集中的に実施するものであり、平成20年度において、揚水による効果的な対策手法についての検証を終え、平成21年度より、汚染地下水を継続的に揚水し、その処理を実施している。

平成20年度～23年度 A井戸近傍において高濃度汚染対策を実施

### 3. 施策の効果

シミュレーションによれば、高濃度汚染対策を実施することにより、A井戸近傍の地下水中に残存している有機ヒ素化合物の約90%を除去することが可能とされている。

また、汚染地下水は、主として深層部の地下水の流れに沿って移動していることが確認されているが、高濃度汚染対策を実施することにより、これらの移動・拡散する有機ヒ素化合物の量を大幅に減らすことができ、健康被害の未然防止に資する。

# 有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

- A井戸周辺地域で確認されている高濃度の有機ヒ素汚染地下水について揚水・処理を行い、新たな被害の未然防止を図る。

